

令和 3 年度第 1 8 回庁議提案 **審議**・報告・その他  
 提出 日：令和 3 年 1 2 月 2 3 日  
 担当部・課：財務部財政課〔内線 4 0 5 2〕

① 件 名
石巻市公共施設等整備基金の運用について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p><b>【背景・目的】</b>        震災復興基本計画期間において、復旧・復興事業により、各種公共施設等整備が推進され、今後、これらに要する維持管理経費や修繕費など、将来的な財政負担の増加が見込まれるほか、既存の公共施設等についても、老朽化への対応や耐震化など、施設の長寿命化を見据え、中長期的な視点で財源確保に努めていかなければならない。        このような状況を踏まえ、将来の財政負担に的確に対応するための基金として、平成 2 6 年 4 月 1 日、石巻市公共施設等整備基金を設置したところである。        震災復興基本計画期間の終了に伴い、復興財源による各種財源措置が見込めなくなることから、今後、同基金の活用が本格化することを見据え、その取扱い等について、「石巻市公共施設等整備基金運用要綱」を制定し、基金の適正な運用を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p><b>【根拠法令】</b>        地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）        石巻市公共施設等整備基金条例（平成 2 6 年石巻市条例第 3 号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b></p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 2 6 年 4 月 1 日 石巻市公共施設等整備基金条例施行（平成 2 6 年石巻市条例第 3 号）
⑤ 主な内容
<p>石巻市公共施設等整備基金運用要綱の主な内容</p> <p>(1) 基金の処分        石巻市総合計画実施計画に掲載された公共施設等の整備に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(2) 財源確保        基金の処分を行う場合は、国庫支出金、県支出金等の財源確保に努めなければならない</p> <p>(3) 対象経費        基金の処分を行う場合の対象経費は、公共施設等の用地造成費、建設費、大規模修繕費等とする。</p> <p>(4) 基金の積立て        基金の積立ては、公共施設等の整備に係る事業の規模や財源充当の妥当性、実施期間等を考慮するとともに、財政状況を勘案し、必要な額を積み立てるものとする。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
公共施設等の老朽化への対応など、長寿命化が図られるとともに、将来的な公共施設等整備の計画的な財源確保が可能となり、基金の適正かつ計画的な運用が図られる。

<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>県内における公共施設等整備基金設置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 宮城県県庁舎等整備基金</li> <li>(2) 塩竈市庁舎建設基金</li> <li>(3) 気仙沼市庁舎建設基金</li> <li>(4) 白石市庁舎建設基金</li> <li>(5) 名取市営住宅建設基金</li> <li>(6) 岩沼市施設保全整備基金</li> <li>(7) 東松島市公共施設整備及び大規模改修基金</li> <li>(8) 富谷市庁舎整備基金</li> </ul>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和4年1月1日 石巻市公共施設等整備基金運用要綱の制定</p>
<p>⑨ その他</p>